2.2　安全管理システムの実施の義務付け

航空安全当局は、航空法規に基づき、業務提供者に対して安全管理システムの実施を求め、監査等を通じてその実施状況を確認する。業務提供者は、⑴から⑷までに示す枠組みを基本として、航空安全当局が航空法規に準拠し業務提供者の業務の種類に応じて別途定める要件（3.1.3において「SMS要件」という。）に適合する安全管理システムを確立し、必要な文書及び体制の整備等を行うとともに、安全データ及び安全情報の収集・共有、ハザードの特定、その安全リスクの評価、必要に応じた是正措置の実施及び講じた是正措置の有効性の評価といった活動を継続的に実施しなければならない。

⑴　安全方針と安全目標

安全に関する基本的な考え方を示した安全方針、当該方針を踏まえた安全目標、SPI、SPT、安全管理に関する責任体制及び安全管理システムの文書化等に関する事項

⑵　安全リスクの管理

安全データ及び安全情報の収集、ハザードの特定、特定されたハザードに係る安全リスクの評価並びに必要に応じた安全リスクの低減措置の実施等に関する事項

⑶　安全の保証

安全パフォーマンスの測定及び監視、内部監査等を通じた業務の実施状況等の確認、安全に影響を及ぼす可能性のある変更の管理並びに安全管理システムの継続的改善等に関する事項

⑷　教育訓練及び安全に関する情報の共有

航空安全に関わる職員に必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練並びに安全に関する情報の共有等に関する事項

2.3　航空事故等の調査

運輸安全委員会は、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）に基づき、シカゴ条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、安全管理の支援のため、航空事故等が発生した原因や、航空事故による被害の原因を究明するための調査を行う。当該調査結果は、国土交通大臣に報告するとともに、公表する。

2.4　航空安全当局におけるハザードの特定及び安全リスクの評価

航空安全当局は、関係行政機関及び業務提供者等から広く安全データ及び安全情報を収集・分析し、国全体で対応するハザードを特定するとともに、予測される発生確率及び重大度の組合せを踏まえて、当該ハザードに係る安全リスクを評価する。

特定されたハザード、安全リスクの評価結果等は、航空安全プログラム委員会及び分野ごとの部会で共有される。

2.5　航空安全当局における安全リスク管理

2.5.1　安全に係る問題解決の仕組み（CE-8）

航空安全当局は、安全に係る問題を適切かつ確実に解決するために、次の事項を含む問題解決の仕組みを確立し、継続的に運用するものとする。

①　安全監視活動（監査、調査、分析等）を通じて把握された安全を阻害する問題の記録・管理

②　安全監視活動を通じて把握された安全を阻害する問題の原因に対する、業務提供者による是正措置に関する計画の提出及び評価プロセス

③　②の是正措置の実施状況の確認及び検証

④　②の是正措置が不十分な場合に講じる適切かつ段階的な措置（行政指導、命令、許可・承認等の取消し等）

2.5.2　航空法規等の執行方針（CE-8）

2.5.2.1　基本的方針

航空安全当局は、航空活動関係者が航空法規等を遵守していない場合、航空法規等に基づき、不利益処分又は行政指導（いずれも民間航空の安全に係るものに限る。以下「不利益処分等」という。）を実施し、航空の安全の確保を図るものとする。不利益処分等の内容は、航空法規等に対する違反の内容及び当該違反によって生じ得る航空事故等のリスクに見合ったものとし、次に掲げる事項についても考慮した上で判断することとする。

①　当該違反について

・　意図的に行ったか。
・　隠蔽していたか。
・　当該違反の当事者（当該者が個人の場合は所属する組織を含む。②において同じ。）が自主的に航空安全当局に対して報告（5.1.2に規定する自発報告制度に基づく報告を除く。）を行ったか。

②　当該違反の当事者が、改善等の措置を実施しているか、又は実施する計画を有しているか。

2.5.2.2　業務提供者に対する特例

業務提供者（航空安全当局が安全管理システムの確立を求めていない航空活動関係者であって、自主的に安全管理システムを確立しているものを含む。以下この項において同じ。）の安全管理システムの確立の支援を目的として、業務提供者に対して、一定の違反を伴う事象（航空事故等を除く。）について航空安全当局と調整の上で、安全管理システムによる改善措置を講じることを認めるため、次のとおり特例に係る方針及び規定を設ける。

⑴　基本的方針

航空安全当局は、この特例を適用するに当たり、業務提供者と意思疎通を図ることを基本とする。

⑵　安全管理システムの下で確立された自主的な報告等に関連する情報を得た場合の特例

航空安全当局は、業務提供者内部における、安全管理システムの下で収集された情報等であって、秘匿報告、自主的な報告又はこれらと同等の報告に関連する情報に違反に係るものが含まれていたとしても、当該情報を不利益処分及び厳重注意その他これに類する行政指導※の根拠として使用しない。

※「これに類する行政指導」には、監査結果の書面による通知、口頭による指導、助言等航空安全当局と航空活動関係者の間のみにおいて、日常的に行われる行政指導は含まれない。

⑶　業務提供者が違反を行った場合の特例

業務提供者が違反を行った場合、航空安全当局は、当該者と対話の機会を持つ。この対話において航空安全当局は、当該者に対し、当該違反につながった不適切事案に対する是正措置及び改善行動計画を示すよう求めることとする。航空安全当局は、当該措置及び計画の妥当性及び実効性を勘案し、これらが適切であると考えられる場合は、当該違反について不利益処分及び厳重注意その他これに類する行政指導を実施しない。また、これらが不適切と考えられる場合において、航空安全当局は、当該者との対話を継続し、必要に応じて、当該措置及び計画が適切なものとなるよう指導するが、当該者がこれに従わない場合、当該者に対し、通常の不利益処分及び厳重注意その他これに類する行政指導の実施を検討する。

⑷　例外

業務提供者が行った違反について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、本項の特例は適用しない。

①　意図的に行っていた場合
②　隠蔽していた場合

2.5.2.3　自発報告制度に係る特例

5.1.2に規定する自発報告制度に係る不利益処分等の特例については、同項④に規定するところによる。

2.5.3　国全体の航空の安全に係る安全リスク管理の手法

航空安全当局は、国全体で対応する必要があるハザードについて2.4に基づき評価された安全リスクが許容可能なレベルにない場合その他の安全リスクの管理が必要な場合に、当該安全リスクを低減させるため、関係行政機関や専門家の意見を聴きつつ、国全体で講ずべき対策を検討し、実施するとともに、当該対策の有効性をSPI等により評価し、必要に応じて改善を図る。